

'11～'12年版  
 ユーキャンのFP技能士3級  
 速習レッスン  
 法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第4版 第1刷（2011年5月27日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P. 41	欄外	※右記を補足として追加	<b>補足</b> 保険料納付の時効 公的年金保険の保険料納付の時効は、3年間の時限措置として、10年に延長される予定。	2011.10.14
P. 42	本文／2. 保険料／ 2～3行目	平成22年9月～平成23年8月の厚生年金保険料率は <u>16.058%</u> です。	平成23年9月～平成24年8月の厚生年金保険料率は <u>16.412%</u> です。	2011.10.14
P. 57	欄外	※右記を補足として追加	<b>補足</b> マッチング拠出の開始 平成24年1月1日から、企業型で個人も掛金を拠出できる「マッチング拠出」が可能になる。	2011.10.14
P. 60	合格エッセンス／ ●年金の税務上の 取扱い／確定拠出 年金（企業型）／ 本人負担分	二	<u>小規模企業共済等掛金控除（平成24年1月1日から）</u>	2011.10.14
P. 61	過去&予想問題／3 ／問題および解答	※制度改正により、問題不適合のため削除		2011.10.14
	過去&予想問題／5 ／問題および解答	※制度改正により、問題不適合のため削除		2011.10.14
P. 63	欄外／補足／雇 用・能力開発機構 の廃止／7行目以 降	<u>財形教育融資業務は、廃止される予定。</u>	<u>財形教育融資業務は、廃止（平成23年9月30日までの申込受理分は審査を行う）。</u>	2011.10.14

P. 66	欄外／補足／子ども手当	※全文を右記に差替え	子ども手当は平成23年9月で失効し、平成24年度から児童手当が復活する（所得制限あり）。平成23年10月から平成24年3月までは、子ども手当の特別措置法が適用され、子どもの年齢等によって異なる額が支給される。	2011.10.14
	合格エッセンス／ ●公的機関の教育ローン の概要／脚注／*5	*5 平成23年10月1日以降廃止される予定。	*5 平成23年10月1日以降廃止された。	2011.10.14
P. 71	表／●貸付制度を利用した無目的ローン／年金担保貸付制度（独立行政法人福祉医療機構）	※右記を文末に追加	（平成23年12月1日借入申込受付分より1.0倍まで）	2011.10.14
P. 173	欄外／補足／少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置／下から2行目	最長10年間非課税となる <u>予定</u> 。	※左記下線部を削除	2011.10.14
P. 253	表／●登録免許税の税率／項目見出し	住宅用家屋の軽減税率 <u>平成23年6月30日まで</u>	住宅用家屋の軽減税率 <u>平成25年3月31日まで</u>	2011.10.14
P. 254	表／●住宅用家屋に対する特例のおもな要件／住宅／新築住宅	<u>平成23年6月30日までの新築</u> 、	<u>平成25年3月31日までの新築</u> 、	2011.10.14

## 平成 23 年度税制改正大綱 未成立法案について

平成 23 年度税制改正法案は、3 月に発生した「東日本大震災」等の影響により、平成 23 年 10 月 1 日現在、成立していない法案が多数あります。

上記については引き続き国会で審議中のため、「平成 23 年度税制改正大綱による」等の表示のある本書の内容の一部を、未改正としてお読みかえいただきますようお願いいたします。

### ●平成 23 年 10 月 1 日現在、審議中の法案

法案	内容	該当頁
給与所得控除の改正	給与所得控除に上限を設定（1,500 万円超は一律 245 万円）。高額な法人役員等の給与所得控除額を縮減。 (所得税：平成 24 年分以降 住民税：平成 25 年度分以降)	P. 195
退職所得課税の見直し	勤続年数 5 年以内の法人役員等の退職所得について、1/2 課税を廃止。 (平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用)	P. 196
減価償却の計算方法	定率法の計算式の償却率を、定額法の償却率の 2.5 倍→2.0 倍に変更。 (平成 23 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産について適用)	P. 199
成年扶養控除の見直し	23 歳以上 70 歳未満の成年を控除対象とする扶養控除は、一定の者（障害者、学生など）を除き、合計所得 400 万円（給与収入 568 万円）超の納税者について縮減または廃止。 (所得税：平成 24 年分以降 住民税：平成 25 年度分以降)	P. 206
贈与税の税率区分、速算表	贈与税の税率区分を 6 段階→8 段階に変更。最高税率を 50%→55%に引上げ。贈与税額は、20 歳以上の直系卑属を受贈者とする場合と、それ以外の場合に分けて計算。（平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与に適用）	P. 285, 286
相続時精算課税制度	贈与者の年齢要件を 65 歳以上→60 以上歳に変更。対象となる受贈者に、20 歳以上の孫を追加。（平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与に適用）	P. 287
死亡保険金に係る非課税限度額	非課税限度額の対象となる法定相続人を、①未成年者、②障害者、③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者、のいずれかに限定。 (平成 23 年 4 月 1 日以後)	P. 302, 310
相続税の基礎控除額の計算式	相続税の基礎控除額の計算式の変更。 基礎控除額=5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数 ↓ 基礎控除額=3,000 万円+600 万円×法定相続人の数 (平成 23 年 4 月 1 日以後の相続に適用)	P. 304, 310
未成年者控除・障害者控除の引上げ	未成年者控除および障害者控除について、1 年当たりの控除額を 6 万円→10 万円（特別障害者は 12 万円→20 万円）に引上げ。 (平成 23 年 4 月 1 日より)	P. 306, 307